

発議案第11号

TPP交渉に関する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し、TPP交渉に関する意見書を別紙のとおり提出する。

平成25年12月18日

提出者	上越市議会議員	武藤正信
賛成者	同	石田裕一
同	同	鴨井光夫
同	同	小林和孝
同	同	上野公悦
同	同	山崎一勇
同	同	内山米六
同	同	杉田勝典
同	同	永島義雄
同	同	石平春彦

TPP交渉に関する意見書

TPP交渉については、分野別の中間会合や首席交渉官会合が開かれるなど、交渉が加速化しており、交渉参加国は12月にTPP閣僚会合を開催し「実質的な進展を得た」とし、2014年1月に改めて閣僚会合を開き妥結を目指しています。

しかし、秘密保持契約を理由に政府から十分な情報が開示されないため、我々の懸念に十分配慮して交渉が行われているのかどうか確認できず、現場では、なし崩し的な譲歩を重ね、拙速な合意を迫られるのではないかという不安と不満が高まっています。食の安全・安心に係る基準や制度が議論の対象となっているにもかかわらず、一切の情報開示がなされない日米並行協議も同様です。

自民党における3月のTPPに関する決議、そしてそれを土台にした衆参農林水産委員会の決議は、我が国の交渉参加の前提となったものであり、決議の内容の実現は当然のことです。このため、TPP閣僚・首脳会合を前に、政府は決議を遵守すべく、「脱退も辞さない」不退転の覚悟をもって交渉に臨むことを国民に明確に約束すべきです。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されるよう強く要望します。

記

- (1) 国権の最高意思決定機関である国会の衆参農林水産委員会の決議等を遵守し、農林水産分野の重要5品目等の聖域が確保できないと判断した場合には、即刻交渉から脱退すること。
- (2) TPP交渉及び日米二国間の並行協議について、国民に対する情報開示の徹底に努め、十分な国民的議論を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年12月18日

上越市議会